

公表用資料

#	質問項目	#	事業に対する要望及び確認事項	市回答
1	優先候補スキームへの参画可否について	1	資本関係のある会社がスキームに参画した場合、発注時元請可否に関して不明のため、考え方についてご提示のほどよろしく願いたします。	設計業務（積算の有無によらない）を含みウォーターPPP事業を調達する場合、共同企業体の構成員及び構成員と資本関係を直接又は間接（兄弟企業）に有する企業は、当該設計成果を受け行われる別途調達工事への元請けとしての参加は認められません。ただし、その他の業務（計画策定、維持管理等）を担う構成員と資本関係にある企業の別途調達業務への入札参加可否については、本事業の対象業務に別途調達業務の情報がどの程度含まれるかによるため、個別の対応となります。
		2	事業説明会において提示した優先候補スキームについて、今後変更となる可能性はありますか。	現時点で優先候補ではございますが、市場との整合を踏まえ最終的なスキームを決定する予定です。
		3	更新支援型から段階的に更新実施型へ移行する予定はありますか。	市としてそのようなスキームは想定しておりません。
		4	別途調達業務への参加について、CM業務を含まない場合には、WPPP受託者（構成員）であっても入札の公平性を阻害するような情報を知り得ることは無いため、WPPP受託者（構成員）が別途発注される更新工事に元請として参加することも認めていただくことが適切と考えます。	更新支援型の受託者における別途調達業務への参加については、本事業の対象業務に別途調達業務の情報がどの程度含まれるかによると考えている。今後、対象業務の精査を行うとともに、より多くの企業が別途発注調達業務に参画可能なスキームについて検討していく。 設計業務を行った事業者との関係（資本提携の有無など）は、工事入札審査の対象となることが基本となります。工事の内容により発注方法等が異なるため、工事ごとの対応となります。
2	統括マネジメント業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	本事業は事業範囲が広く、統括マネジメント業務の責任者に対して、全ての業務における必要資格を求められると配置できない恐れがあります。必要な資格は各業務の責任者に求めることを基本とし、統括マネジメント業務の責任者には過剰な資格要件を求めない配慮が求められます。	当該責任者の資格要件については、本事業の対象業務範囲及び他都市の類似事例等を参考にすることにより、適切な資格要件を定める予定です。
		2	各業務の一元管理等についての記載が必要と思われます。また、適切な費用の計上をお願いします。	当該業務に関する要求事項（水準）の記載について今後検討していきます。また、本事業の特性（対象業務範囲、対象施設等）を踏まえ、他都市の類似事例等も参考にしながら適切な費用を定める予定です。
3	計画策定業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	上下水道耐震化計画の策定については、上水道の計画を含みますか。	上水道の範囲を当該計画に含めるかについては、今後検討いたします。
		2	本事業にはCM業務は含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本事業ではCM業務を含まない予定です。
		3	各種計画の見直し及び策定が要求事項に含まれておりますが、記載の全ての計画について見直し及び策定を予定されているのでしょうか。また、具体的な実施時期が不明確なため、各計画の実施予定時期をご教示ください。	基本的に全ての計画の見直し又は策定を予定しております。各種計画の実施時期については、対象となる計画を精査のうえ、改めて対応させていただく予定です。
		4	「下水道事業計画変更案の作成」について、対象期間が具体的に「令和13年度11月」となっていますが、その理由についてご教示ください。また、「汚水計画区域の縮小」とありますが、具体的な予定があるのか併せてご教示ください。	事業期間の延伸に伴う事業計画の変更を令和13年度末までに予定しているため、令和13年11月までに変更案作成を予定しております。現在汚水計画区域の縮小に関する検討を別途行っており、当該検討の結果を次期事業計画に反映させる予定です。
		5	業務内容によっては下水道事業団との調整が必要になることが想定されます。したがって要求事項に調整業務の追加をご検討いただけますようお願いいたします。	当該業務が発生する場合には、適切な要求事項（水準）について検討いたします。
		6	計画業務の責任者に関しまして、過剰な資格要件（業務経験等）を求めないようご配慮いただけますようお願いいたします。	本事業の特性（対象業務範囲、対象施設等）及び他都市の類似事例等を参考にし、適切な資格要件を定める予定です。
		7	現行の計画書をすべてご提供いただけますようよろしくお願いいたします。	資料提供については、市ホームページ等を活用し、各企業様公平に対応させていただきます。
		8	雨水事業については本事業の対象外ですか。	本事業の対象外です。
		9	「焼津市地域し尿処理施設個別施設計画」「ストックマネジメント計画（コミュニティプラント施設）」とはどのようなものを想定されているでしょうか。現行の計画を提供ください。	「焼津市地域し尿処理施設個別施設計画」については、コミュニティプラント施設を対象とした長寿命化計画に相当するものです。また、「ストックマネジメント計画（コミュニティプラント施設）」について、現在策定済みの計画はありませんが、公共下水道におけるストックマネジメント計画に相当する計画の策定を予定しています。具体的な業務内容については今後検討いたします。
		10	坂本コミュニティプラントについては維持管理業務のみのため、3施設にまたがる計画の策定は事業範囲に含まないことが適切と考えます。	現時点では、個別に計画を策定することを想定しております。
5	処理場・ポンプ場の性能全般に関する業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	「耐震基準に関する業務」における「耐震性能の確保」について、受託者側にどのような対応を求めているのかご教示ください。	当該要求事項については、更新実施型を想定した記載となっております。具体的な要求事項（水準）については、スキームを確定した後に検討していく予定です。
		2	事業終了時の施設状況を要求水準として設定される場合には、事業開始時の施設状況についても考慮していただくことが必要と考えます。	事業開始時の施設状況を設定する場合には、可能な範囲で直近の点検・調査結果を踏まえた健全度を事業開始時の施設状況とすることを考えております。
		3	汚泥のリサイクルについて長期にわたり民間が担保することはリスクが高いため、リサイクル先との契約締結は貴市が行うことを希望します。また、産業廃棄物の運搬処分については民間はリスクを負えないため、下水道事業者（排出事業者）である貴市が負うべきものと考えます。	産業廃棄物の運搬・処分（リサイクルを含む）の契約主体については、現行の包括的民間委託の契約内容を踏まえ、今後検討していく予定です。
6	処理場・ポンプ場の維持管理業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	「公共樹設置」については、「管路施設の設計等に関する業務」には該当しないと考えます。	「公共樹の設置」に係る業務内容を確認のうえ、要求事項の記載箇所を検討いたします。
		2	（処理場等包括的民間委託導入ガイドラインより）WPPP受託者が産廃運搬処分業務を産廃処理業者へ委託することは認められていると認識しておりますが、静岡県様へは確認済みでしょうか。	平成4年8月25日建設省都下企発第39-2号の通知のとおり、下水道管理者（焼津市）の責任の下に包括的に民間事業者に廃棄物である下水道汚泥（脱水汚泥）の運搬のみを委託する場合は、民間事業者は補助者に該当し廃棄物処理法の適用対象外と考えます。ただし、民間事業者から誰かに委託する場合は、廃棄物処理法の適用対象と考えます。
		3	一定のレベルを超える災害等の緊急事態が発生した場合には、貴市による業務への直接的な関与が不可欠であると考えます。つきましては、こうした緊急事態における運転操作や対応措置については、あらかじめ仕様として発注いただき、対応体制を明確にさせていただきますよう、お願い申し上げます。	不可抗力リスク（天災、暴動等）に伴う対応については、要求事項の具体的な記載及び適切なリスク分担について今後検討していく予定です。
7	管路施設の性能全般に関する業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	管路の性能発注については、前例がありませんので仕様発注から導入することが望ましいと考えている。管路の状態が分からない状態で性能発注するのは民間側のリスクが大きいと考える。	管路施設の性能発注については、仕様発注を基本としたうえで、部分的に性能発注を取り入れる等の工夫が必要と考えています。官民のリスク分担を明確にし、民間事業者様の参入障壁とならない要求事項（水準）について今後検討していきます。
		2	「適切な流下能力の確保」については、一般的な維持管理を行っていたにもかかわらず事象が発生することが考えられる為、検証を行うなどの取り決めが必要と考えます。	当該要求事項については、施設状況の常時監視が困難であることを踏まえ、適切な業務指標の設定やリスク分担について今後検討していきます。
8	管路施設の維持管理業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	「管路施設の設計等に関する業務」の「耐震化／設計」について、対象施設がマンホールとなっておりますが、管路は対象外との認識でよろしいでしょうか。	管路施設についても対象となります。（実施予定数量：34.2km）
		2	「管路施設の設計等に関する業務」の「改築／調査」について、更生工事（複合管）を設計する際に、既設管調査（圧縮試験、中性化試験等）が必要になるため、要求事項への記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該要求事項に関する記載を検討いたします。
		3	計画（雨天時浸入水対策）及び設計（耐震化、改築）にかかわる下水管内調査については、「44管路施設の設計等に関する業務」以外の項目に規定いただけますようご検討をお願いします。	ご意見を踏まえ、当該要求事項に関する記載を検討いたします。
		4	設計業務の責任者に関して、過剰な資格要件（業務経験等）を求めないようご配慮いただけますようお願いいたします。	本事業の特性（対象業務範囲、対象施設等）を踏まえ、他都市の類似事例等も参考にしながら適切な資格要件を定める予定です。
		5	「工事発注図書」について、工事費積算に関することから、WPPP受託者（構成員）が貴市が別途発注される更新工事に参画できなくなり、SPC等を組む上で支障が生じることが懸念されます。	ご意見を踏まえ、管路施設に係る対象業務について見直しを図ります。
		6	住民対応については、トラブルの回避とサービスの向上の観点から、何か具体的な基準を設けることや、対応内容の検討等を行う必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、住民対応業務の範囲（窓口対応を含めるか、現場対応のみとするか等）について検討します。
	コミュニティプラント処理場施設の更新工	1	コミュニティプラント施設における設計については、ダウンサイジングを前提した基本設計を行っております。	ご認識のとおりです。

公表用資料

#	質問項目	#	事業に対する要望及び確認事項	市回答
9	事の対応可否及び要求事項（水準）について	2	更新工事に伴う業務のうち、「施工監理」や「工事目的物に対する検査」は工事発注者としての監督員業務と理解しています。本業務は、WPPP受託者の中でも施工者自らが担うことも可能とお考えでしょうか。	本サウンディング調査の結果を踏まえ、当該業務を対象業務とするか検討いたします。
10	契約終了時の措置に関する業務の対応可否及び要求事項（水準）について	1	次期事業主体への転籍に関する要求事項について、従業員の記録を次期事業主体に送付することは、個人情報の観点から難しいと思われます。	本要求事項は、市が転籍希望者の情報を事前に把握することで、残留職員の再配置や業務引継ぎの計画が立てやすくなることを想定しています。民間事業者様にとっては、転籍希望を聴取することにより、現職職員の雇用継続に対する不安解消が期待されると考えます。また、個人情報の観点については、あくまで提出の同意があった職員を対象とするものであり、不同意の者に対してまで求めるものではありません。
		2	計画策定業務等で作成する電子データ及び関連図書等を引き渡すことと記載がございますが、それら成果物はその都度業務完了時に納めるという認識です。WPPP契約終了時に引き渡す成果物として、何を想定しているのかご教示のほどお願いいたします。	ご認識のとおり、計画策定業務等における提出物は、各業務の履行完了時に提出していただく成果物（報告書及び電子データ並びに関連図書等）以外に提出していただくものはありません。
		3	契約終了時については記載がありますが、事業開始時の貴市の措置（施設機能確認等）について記載がありません。貴市が確保すべき要求水準として記載が必要と考えます。	当該要求事項については、内容を精査のうえ要求水準書への記載の在り方について検討します。
11	その他質問事項	1	広域型ウォーターPPPを導入する意向がありますか。	現時点では想定しておりません。
		2	公共下水道、コミュニティプラントともに、管路施設は事業開始当初から性能発注を想定していますか。点検・調査の情報がないほか、更新支援型のため要求水準は適切に設定いただきたいと思います。	管路施設の性能発注については、仕様発注を基本としたうえで、部分的に性能発注を取り入れる等の工夫が必要と考えております。官民のリスク分担を明確にし、民間事業者様の参入障壁とならない要求事項（水準）について今後検討していきます。
		3	対象施設のマンホール(5,600箇所)には、マンホール蓋も含まれている認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。